



# 令和2年度 水土里ネットさが土地

## 佐賀土地改良区

発行所  
佐賀県佐賀市大財三丁目8番15号  
水土里ネットさが土地  
(佐賀土地改良区)  
電話 (0952) 22-4382  
FAX (0952) 29-1048  
U R L : <http://www.sa-tochi.jp>  
E-mail : [info@sa-tochi.jp](mailto:info@sa-tochi.jp)

### 組合員及び面積の動向

組合員総数 7,571 名  
受益面積 9,248ha  
(令和2年4月1日現在)



農地防災事業で改修された北山ダム(放流中)

### 役員紹介

役職	氏名	被選挙区域
理事長	秀島 敏行	
副理事長	林 富佳	三日月町
〃	原口 義春	大和町
総務担当理事	野口 正凱	巨勢町
管理担当理事	鶴丸 正士	久保田町
理事	永渕 文久	金立町
〃	真島 清	高木瀬町
〃	中川 和典	北川副町
〃	重松 正泰	諸富町
〃	森 哲秀	本庄町
〃	高津 博之	西与賀町

役職	氏名	被選挙区域
理事	高取 信行	嘉瀬町
〃	古川 實	鍋島町
〃	大坪 春二	川副町
〃	坂井 光行	川副町
〃	副島 准一	東与賀町
〃	中島 正之	芦刈町
〃	江里口 秀次	
総括監事	飯盛 啓次	佐賀市中央
監事	野方 俊彦	牛津町
〃	古賀 圀彦	兵庫町
〃	光吉 一良	川副町

## 理事長あいさつ



佐賀土地改良区  
理事長 秀島敏行

佐賀土地改良区の組合員の皆さま方には、平素から当土地改良区の運営はもとより、事業の推進等にご理解とご協力を賜り心から感謝申し上げます。

一般の新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、全国に拡大した緊急事態宣言が5月中旬、約1か月ぶりに39県で解除されました。一方、緊急事態が続く地域では「緩み」による感染再拡大への不安も広がっています。多くの専門家は第2波の到来を予測しており、再びその兆候が表れたら躊躇なく後戻りをします。しばらくは、自粛と緩和を繰り返しコロナと付き合っていく覚悟を持ち、制圧まで影響を最小限に抑える社会をつくっていかねばなりません。

さて、昨年は6月の干ばつに始まり、8月末には佐賀県を豪雨が襲い、被災された皆さま方には心からお見舞いを申し上げます。さらに、佐賀県においては夏の日照不足に加えて、その後の台風による塩害、トビイロウンカといった多くの要因が重なり、作況指数「5.8」という大凶作の年となってしまいました。今年こそは実り多き良い年となるよう祈っております。

このような中ではありますが、今年2月には老朽化していた北山ダムの機能回復工事を目的にした「国営総合農地防災事業嘉瀬川上流地区」の完工式が行われました。昭和32年の完成以来、約60年が経過し、貯水池の「法面崩落」や内部への「砂の堆積」など、機能の低下が目立っていたため、国は昨年度まで9

ヶ年をかけて堆砂対策、各ゲートの更新、水管理システム等の機能回復工事を実施しました。

今回の事業が災害の未然防止や農業用水の安定供給、農業のさらなる発展につながることを期待し、また想定外の自然災害などにも効果を発揮できるよう、適切に管理をし、有効に使っていきたいと思っています。また、高齢化による離農や農地の利用集積の進展に伴い、土地持ち非農家の増加が見込まれる中で、土地改良区が施設の維持管理、更新等を的確に行っていくためには、耕作者の意見が適切に反映されるような事業運営を確立していくことが必要となります。そのような営農環境を鑑み、土地改良法の一部改正が行われました。「改正土地改良法」は平成31年4月1日から施行されています。このため、当区の定款、規約等の改定が必要となり、今年3月の通常総代会に提案し、議決を得ることが出来ました。

今回の総代会はコロナの影響で、書面での議決とはなりましたが、提出議案はすべて承認を頂き、今後運用されていくようになりました。

最後になりますが、当土地改良区の運営につきましても役職員一体となり努力していきたくておりますので、組合員各位のご協力をよろしくお願い申し上げます。

以上「佐賀土地改良区便り第50号」の発刊にあたり、理事長あいさつとさせていただきます。

# 令和元年度臨時総代会

令和元年9月26日、臨時総代会を開催し下記の3議案がすべて原案どおり可決されました。

- 第1号議案 平成30年度 事業報告について
- 第2号議案 平成30年度 一般会計収支決算について
- 第3号議案 平成30年度 財務諸表及び財産目録について



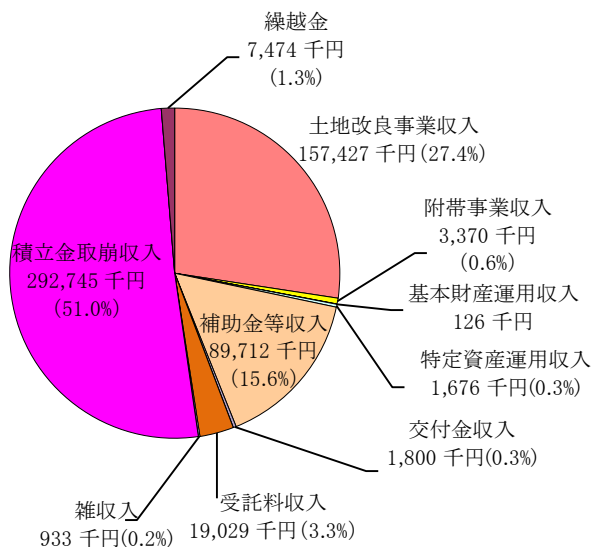
佐賀市文化会館「イベントホール」にて

## 平成30年度 一般会計 決算

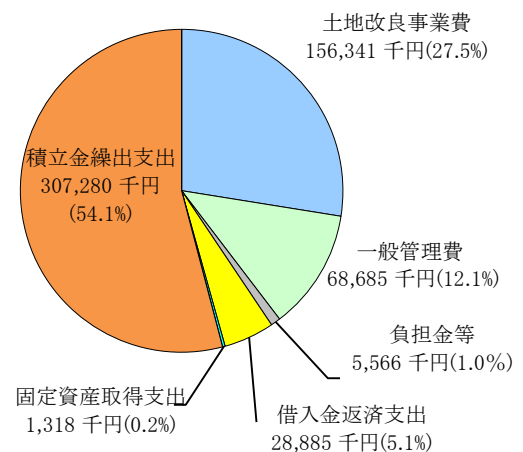
(単位：千円)

収 入		支 出	
1. 土地改良事業収入	157,427	1. 土地改良事業費	156,341
・ 賦課金収入	101,920	・ 共通維持管理費	101,765
・ 転用決済金収入	13,425	・ 北山ダム維持管理費	9,201
・ 負担金収入等	42,082	・ 川上頭首工維持管理費	25,034
2. 附帯事業収入	3,370	・ 筑後川用水管理費	17,305
3. 基本財産運用収入	126	・ 適正化事業関係費	3,036
4. 特定資産運用収入	1,676	2. 一般管理費	68,685
5. 補助金等収入	89,712	3. 負担金等	5,566
6. 交付金収入	1,800	4. 借入金返済支出	28,885
7. 寄付金収入	0	5. 固定資産取得支出	1,318
8. 受託料収入	19,029	6. 積立金取崩支出	0
9. 雑収入	933	7. 積立金繰出支出	307,280
10. 借入金収入	0	8. 予備費	0
11. 積立金取崩収入	292,745		
12. 固定資産売却収入	0		
13. 繰越金	7,474		
<b>収 入 合 計</b>	<b>574,292</b>	<b>支 出 合 計</b>	<b>568,075</b>

### <歳入> 574,292千円



### <歳出> 568,075千円



# 第54回通常総代会

令和2年3月26日、新型コロナウイルス感染防止のため規模を縮小して通常総代会を開催しました。初めて書面議決を採用し、下記の14議案がすべて原案どおり可決されました。

- 第1号議案 令和元年度 一般会計収支補正予算（案）について
- 第2号議案 定款及び規約の一部改正について
- 第3号議案 総代選挙規程の制定について
- 第4号議案 役員選挙規程の改正について
- 第5号議案 利水調整規程の制定について
- 第6号議案 委員会規程の制定並びに事業推進協力委員会設置規程及び内部統制委員会設置規程の廃止について
- 第7号議案 監査細則の一部改正について
- 第8号議案 北山ダム管理規程の一部改正について
- 第9号議案 令和2年度 事業計画（案）について
- 第10号議案 令和2年度 賦課金の賦課徴収の時期及び方法について
- 第11号議案 令和2年度 一般会計収支予算（案）について
- 第12号議案 令和2年度 運営資金一時借入れについて
- 第13号議案 令和2年度 金融機関の指定について
- 第14号議案 過年度賦課金の不納欠損処分について



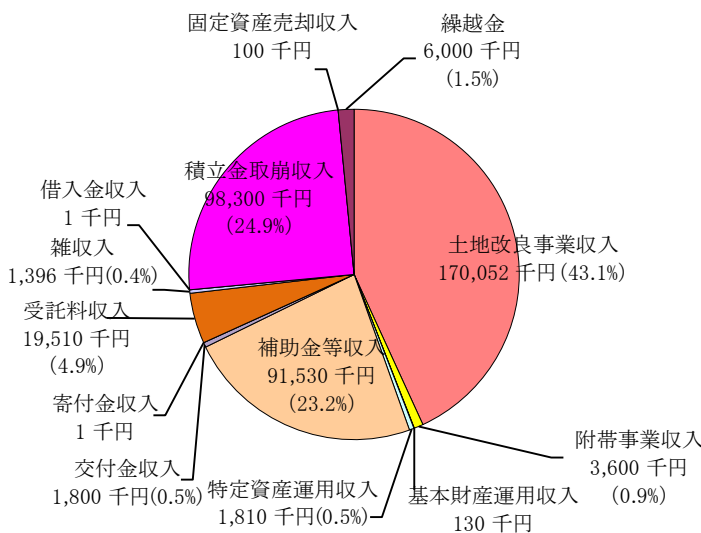
「会議室」にて

## 令和2年度 一般会計 予算

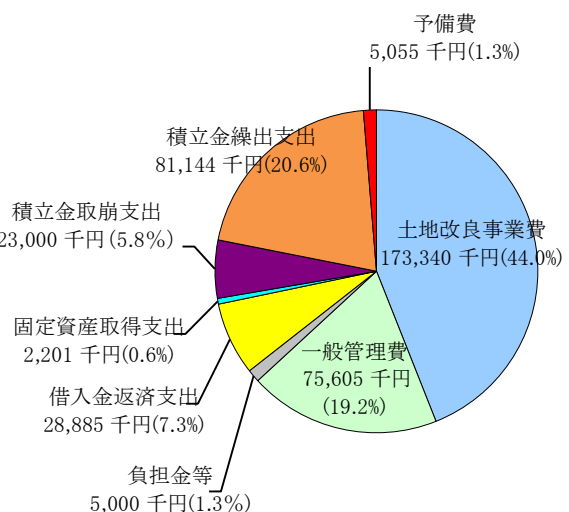
(単位：千円)

収 入		支 出	
1. 土地改良事業収入	170,052	1. 土地改良事業費	173,340
・ 賦課金収入	101,421	・ 共通維持管理費	113,500
・ 転用決済金収入	25,400	・ 北山ダム維持管理費	11,650
・ 負担金収入等	43,231	・ 川上頭首工維持管理費	26,000
2. 附帯事業収入	3,600	・ 筑後川用水管理費	19,030
3. 基本財産運用収入	130	・ 適正化事業関係費	3,160
4. 特定資産運用収入	1,810	2. 一般管理費	75,605
5. 補助金等収入	91,530	3. 負担金等	5,000
6. 交付金収入	1,800	4. 借入金返済支出	28,885
7. 寄付金収入	1	5. 固定資産取得支出	2,201
8. 受託料収入	19,510	6. 積立金取崩支出	23,000
9. 雑収入	1,396	7. 積立金繰出支出	81,144
10. 借入金収入	1	8. 予備費	5,055
11. 積立金取崩収入	98,300		
12. 固定資産売却収入	100		
13. 繰越金	6,000		
<b>収 入 合 計</b>	<b>394,230</b>	<b>支 出 合 計</b>	<b>394,230</b>

### <歳 入>



### <歳 出>



## 配水計画の策定

平成31年4月に土地改良法の一部改正が行われ、「利水調整規程」による利水調整のルール化が法制化されました。このため佐賀土地改良区では適切な農業用水の管理・運用を行うため配水計画の策定を行いました。

### 佐賀土地改良区配水計画(令和2年度)

#### 【取水の条件等】

##### (1) 各取水口等の位置

- 川上頭首工左岸取水口 佐賀市大和町大字久池井字六本杉2978番2地先
- 川上頭首工右岸取水口 佐賀市大和町大字川上字川原75番地先
- 多布施川注水口 佐賀市大和町大字尼寺字一本杉3224番4地先
- 三本杉取水口 佐賀市緑小路130番地先
- 西平川注水口 小城市三日月町道辺字山王653番地先
- 本松取水口 小城市三日月町道辺字立物842番地先

##### (2) 最大取水量等

期間 区分	6月1日から 6月10日まで	6月11日から 10月10日まで	10月11日から 翌年5月31日まで	年間総取水量
川上頭首工合計	10.69 m <sup>3</sup> /s	19.01 m <sup>3</sup> /s	3.53 m <sup>3</sup> /s	181,800 千m <sup>3</sup>
川上頭首工左岸	10.69 m <sup>3</sup> /s	18.83 m <sup>3</sup> /s	3.53 m <sup>3</sup> /s	—
川上頭首工右岸	0.02 m <sup>3</sup> /s	0.28 m <sup>3</sup> /s	0.02 m <sup>3</sup> /s	—
多布施川注水口	3.02 m <sup>3</sup> /s	4.27 m <sup>3</sup> /s	1.19 m <sup>3</sup> /s	—
三本杉取水口	2.67 m <sup>3</sup> /s	3.48 m <sup>3</sup> /s	1.18 m <sup>3</sup> /s	—
西平川注水口	4.50 m <sup>3</sup> /s	7.60 m <sup>3</sup> /s	1.35 m <sup>3</sup> /s	—
本松取水口	4.92 m <sup>3</sup> /s	7.60 m <sup>3</sup> /s	2.08 m <sup>3</sup> /s	—

##### (3) 筑後川下流用水事業からの補給

- 筑後川下流用水事業からのかんがい用水の補給が必要となる地区の内、北川副地区以外の地区への補給は、川上頭首工左岸取水口及び右岸取水口の取水量の合計が19.01 m<sup>3</sup>/s の場合又は北山ダム貯水位がEL367.40m以下のときに限り、最大5.98 m<sup>3</sup>/s の範囲内において、受けることができる。  
ただし、6月1日から6月20日までの間においては、上記によらず最大5.98 m<sup>3</sup>/s の範囲内において補給を受けることができる。
- 北川副地区への筑後川下流用水事業からのかんがい用水の補給は、国営幹線水路市の江川副幹線中川副分水工からの送水量が0.35 m<sup>3</sup>/s に達し、且つ不足を生じる場合に限り、最大1.64 m<sup>3</sup>/s の範囲内において補給を受けることができる。

#### 【農業用水の利用の調整に関する問合せ先】

〒840-0811 佐賀市大財三丁目8番15号  
佐賀土地改良区 管理課  
TEL 0952-22-4382  
FAX 0952-29-1048

**経常賦課金**令和2年度 経常賦課金 1,100 円/10a(1,000 m<sup>2</sup>当)期限内に納めましょう窓口納付の方は  
口座振替の方は**令和2年7月31日(金)**までに納めてください。  
が振替日です。

◎休耕田（不耕作地）、転作田の場合でも地目が田であれば賦課金はかかります。

◀ 口座振替・賦課金納入にかかる手数料は当区で負担します ▶

## ◆残高確認をお願いいたします。

- ・7月30日（振替日の前営業日）までに残高の確認をお願いいたします。（※再振替は出来ません）
- ・事情により振替出来なかった場合は、8月上旬に納付書をお送りしますので金融機関の窓口にて納入をお願い致します。

## ☆賦課金納入取扱い金融機関

佐賀県農協各本支所・佐賀市中央農協本店・佐賀銀行各本支店  
佐賀共栄銀行各本支店・佐賀県信漁連各本支店営業店**農地転用に伴う決済金**令和2年度 決済金 62 円/m<sup>2</sup>(全地区)

農地(田)を宅地、道路、その他(田以外)に転用又は畑に変更される場合には決済金を納入していただくことになっています。公共事業(道路・学校用地・公園・河川・水路等)の用地として転用される農地(田)についても決済金がかかりますので用地買収等の折には事業主体で負担していただくか、又は決済金を含めての価格交渉をされるようにお願いします。※公共事業の寄付等についても決済金がかかります。

## ○市街化区域の農地転用の場合

農業委員会への届出に土地改良区の意見書は必要ありませんが、土地改良区への地区除外の手続きは必要です。手続きをしないと毎年賦課金がかかりますので、ご注意ください。

**決済金について**

佐賀土地改良区が管理しております施設(北山ダム・川上頭首工・幹線水路 90km)は組合員様から頂いている賦課金でまかなっているため、農地転用により農地が減ると残った農地が今後の負担を負う事になります。負担の公平を図る目的として転用する時は決済金を納めて頂き維持管理費に充当しています。(土地改良法第42条第2項より)

**※ご注意ください！滞納賦課金は新しい組合員が負担**

農地の異動・売買する際、その土地に賦課金の滞納がある場合は新しい組合員が滞納金を支払うよう法律(土地改良法第42条第1項)に規定されております。ご確認の上売買契約等をするように注意してください。

# 組合員さまへのお知らせ

## 賦課金の口座振替ご利用のおすすめ

賦課金の納付は、便利な口座振替（自動振替）をご利用ください。  
 わざわざ金融機関へ出向かなくても、自動的に納付することができます。  
 お忙しい方には特に便利です。ご希望の方は総務課までご連絡ください。  
 （口座振替依頼書を郵送いたします。）

### ※最寄りの指定金融機関の窓口で口座振替の手続きが行えます。

口座振替の申し込みは、口座振替依頼書に必要事項を記入後、貯金通帳・印鑑（届出印）を持参の上、指定金融機関窓口へ提出してください。

### ●農地（田）に異動があった時は、佐賀土地改良区に必ず届け出てください。

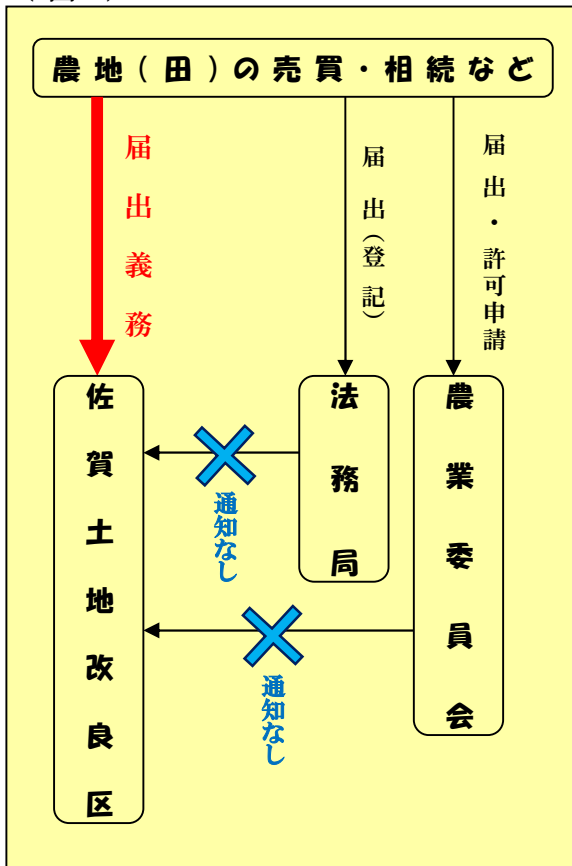
農業委員会に届出・許可申請済、又は法務局へ登記済であっても直接土地改良区に届出がないと土地改良区の台帳は変わらず、賦課も異動されません。（左下 図1）

### ●組合員の資格取得・喪失の届出について（次ページに実際の用紙があります）

下記の場合には、土地改良法第43条の規定により組合員様から土地改良区へ通知することが義務付けられています。届出がない場合、資格は変更されませんのでご注意ください。

- ①農地（田）の売買・貸借・贈与・交換等の場合
- ②農業者年金の受給による経営移譲の場合
- ③生前贈与または、組合員死亡による名義変更の場合
- ④組合員の住所変更の場合

（図1）



－ 記入例 －

佐賀土地改良区賦課金 納入者 変更届出(組合員資格得喪通知書)

住所

下記事項により組合員資格が得喪したので土地改良法第43条第1の規定により通知します。

令和 年 月 日

現資格者 住所 〇〇市〇〇町大字〇〇 △△番地

氏名 北山 太郎 (印)

(地区名 〇〇 組合員 〇〇)

新資格者 住所 〇〇市〇〇町大字〇〇 □□番地

氏名 川上 次郎 (印)

(生年月日) 明治・大正・昭和・平成 〇〇年 △△月 □□日

電話番号 ( 〇〇〇〇 ) △△ - □□□□

(地区名 〇〇 組合員 〇〇)

佐賀土地改良区理事長殿 記

1.資格得喪の対象たる土地

市町名	大字	字	地番	地目	地積	備考
〇〇町	△ △	□ □	1234 番地	田	1,000 m <sup>2</sup>	

2.資格得喪の原因及びその時期

(1) 原因 (※該当するものを○で囲んでください)

○(売買) 貸借・贈与・相続・交換・経営移譲 ※提出先

生前贈与・死亡・その他 ( )

(2) 時期

・令和〇〇年〇〇月

佐賀県農協各本支所  
佐賀土地改良区 総務課  
佐賀市大財三丁目8番15号  
TEL (0952) -22-4382

佐賀土地改良区賦課金 **納入者** 変更届出(組合員資格得喪通知書)  
**住所**

下記事項により組合員資格が得喪したので土地改良法第43条第1項の規定により通知します。

令和 年 月 日

現資格者 住所 〒 \_\_\_\_\_  
 氏名 \_\_\_\_\_ 印  
 (地区名 \_\_\_\_\_ 組合員番号 \_\_\_\_\_)

新資格者 住所 〒 \_\_\_\_\_  
 氏名 \_\_\_\_\_ 印

(生年月日) 昭和・平成 年 月 日

電話番号 ( \_\_\_\_\_ ) \_\_\_\_\_

(地区名 \_\_\_\_\_ 組合員番号 \_\_\_\_\_)

佐賀土地改良区理事長殿

記

1. 資格得喪の対象たる土地

市町名	大字	字	地番	地目	地積	備考

2. 資格得喪の原因及びその時期

(1) 原因 (※該当するものを○で囲んでください)

売買・賃借・贈与・相続・交換・経営移譲  
 生前贈与・死亡・その他( \_\_\_\_\_ )

※提出先

・佐賀県農協各本支所  
 ・佐賀土地改良区 総務課  
 佐賀市大財三丁目8番15号  
 TEL (0952)-22-4382

(2) 時期

令和 年 月

変更年度	土地台帳		組合員名簿	総務課長	係長	係員
	PC	台帳				



# 佐賀土地改良区が取り組んでいる補助事業

## ◎ 国営造成施設管理体制整備促進事業「管理体制整備型」

本事業は、農業水利施設の持つ多面的機能の発揮等について地域の適切な取り組みを促進する観点から、国、県が市町と連携し土地改良区の管理体制の整備を図ることを目的とされ、平成12年度新規事業としてスタートし、平成17、22年度に5ヶ年の継続が認められ、さらに平成30年度に4期目として令和4年度までの継続事業となり、地域住民など多様な主体の参画による安定的な国営造成施設の管理体制の整備・強化等に係る支援を進めるものとなっております。事業内容として、国営造成施設及びこれと一体不可分な県営造成施設を管理する土地改良区の管理体制整備を図るため維持管理事業に対し助成されるものであり、本地区では、北山ダム湖面流木塵芥処理をはじめ幹線水路浚渫や制水門、分水工点検整備の事業を予定しています。

・負担割合	国 50%	県 20%	市町 30%
-------	-------	-------	--------

## ◎ 土地改良施設維持管理適正化事業

本事業はゲート塗装、用水路の浚渫、機械等の部品交換など数年に1回行うような施設の整備補修に対して助成する制度です。この事業は一般の補助事業とは異なり向こう5年間に整備補修を行うために必要な経費の一部(30%)を5年間均等に積み立てることにより、計画的な整備補修が可能となっております。

・負担割合	国 30%	県 30%	土地改良区 40% (内30%は積立金)
-------	-------	-------	----------------------

### 事務局の体制

令和2年4月1日付 (職員 19名 会計年度任用職員 4名)

事務局	事務局長	山下 武則	北山ダム管理事務所	5名	所長	大坪 直孝
総務課	課長	森 信治		副所長	永田 武次	
	副課長兼総務係長	阿間見 忠		係員	増田 和彦	
	企画財務係長	大坪 稔典		係員	田中 亮	
	係員	斎藤 嘉宏	川上頭首工管理事務所	会計年度任用職員	芹田 敏己	
	係員	田中 聡一郎		8名		
管理課	課長	芦原 一樹		所長	中野 秀則	
	副課長	江口 則彦		副所長	相浦 公	
	係員	古賀 賢太		主任	立石 豊	
	会計年度任用職員	田中 ルミ		係員	福島 稔	
				係員	与賀田 雅士	
				係員	平石 大和	
				会計年度任用職員	興隆 一也	
				会計年度任用職員	横田 正裕	

## 佐賀土地改良区へのご連絡は

佐賀県佐賀市大財三丁目8番15号

TEL 0952-22-4382 FAX 0952-29-1048

☆ 賦課金・決済金・その他、全般に関することは総務課

☆ 農業用水・土地改良施設・管理に関することは管理課

休日・夜間の用水に関することは下記緊急連絡先へ

川上頭首工管理事務所 TEL 0952-62-0136

☆ 北山ダムの貯水状況並びに情報等をホームページ上に掲載しています。

<http://www.sa-tochi.jp/>

北山ダム管理事務所 TEL 0952-57-2013



# 21世紀土地改良区創造運動



創造運動は農業者と消費者等地域住民との交流を通じて、農業・農村の役割や環境保全の素晴らしさを啓発し、土地改良区の公的位置付けと役割について理解を深めることを目的としており、平成14年度から田植オリンピック・水土里の教室・佐賀平野「水と歴史」の探検隊・川上頭首工スケッチ大会、更には地域住民のゴミに対する意識改革を図るため、ゴミ捨て防止標語募集等の運動を行っています。

今後も、「21世紀土地改良区創造運動」を積極的に展開して、地域と共に生きる新たな「水土里ネットさが土地」の実現を目指して行動してまいります。

## 令和元年度活動内容

### ☆ 総合学習・青空教室

近年、失われつつある緑豊かな農村環境や食の安全性を見直し、「農業者と消費者との交流を通じ土地改良区の果たしている役割」を肌で体験し、農業・農村が持つ環境の素晴らしさを感じてもらう為に神野小学校では4年生131名による、総合学習の一環として田植え・稲刈り体験を行いました。田植え体験の前には「青空教室」を行い土地改良区の役割や農業用施設の多面的機能、農業用水の流れについて学んでもらいました。

(植付品種：さがびより)

#### ○田植え体験 神野小学校：令和元年6月21日



#### ○稲刈り体験 神野小学校：令和元年10月11日



また、佐賀土地改良区では地元団体や公民館などからの見学依頼にも対応しています。毎年多くの方に北山ダム、川上頭首工の施設見学や出前授業を行っており、幅広く地域の方々に土地改良区の役割や佐賀平野の水の流れについて学んでいただいています。



公民館での出前授業



施設見学



## ☆川上頭首工スケッチ大会

○開催日：令和元年9月10日 ○表彰式：令和2年2月28日

○展示（佐賀市役所1Fロビー）：令和2年3月2日～13日

川上頭首工の役割や取水の仕方、農業用水の流れなど楽しく学んでもらう為にスケッチ大会を行いました。地元の春日北小学校の6年生75名の参加があり、初めに施設を見学し役割を学んでもらった後、頭首工周辺でスケッチをしてもらいました。

また、特に優秀な作品5点について表彰式を行いました。表彰された作品は佐賀市役所にて展示を行い、当区ホームページにも掲載しています。



## ☆佐賀平野「水と歴史」の探検隊

○開催日：令和元年8月23日



佐賀平野の農業用水の流れと歴史を知ってもらう為、小学生と保護者を対象に佐賀平野「水と歴史」の探検隊を開催しました。当日は朝から時折小雨が降る中での開催となりましたが、徐々に天候は回復し予定通りに探検することができました。佐賀市・小城市の小学生と保護者37名の参加者で石井樋・川上頭首工・北山ダムを見学して、自分たちの住む町まで農業用水が届く仕組みや嘉瀬川の取水施設について学んでもらいました。また、川上頭首工では魚道の生き物調査も行いました。



※令和2年度の佐賀平野「水と歴史」の探検隊の開催については新型コロナウイルスの影響のため、未定となっております。

開催の有無についてはホームページでお知らせいたします。

# 北山ダムの改修が完了しました

平成23年度から始まった「国営総合農地防災事業嘉瀬川上流地区」が令和元年度をもって事業完了となりました。

## 【事業の目的】

本事業の基幹的農業水利施設である北山ダムは、国営嘉瀬川農業水利事業（昭和24年～48年）により川上頭首工・幹線水路とともに造成され、佐賀平野の農地に農業用水の安定的な供給を行ってきました。

しかし、築造後50年以上経過し、ダムを取りまく環境の変化により貯水池内の堆砂や貯水池法面の崩壊が進行していると同時に洪水吐ゲートの劣化等によりダムの機能低下が生じています。さらにダムの機能が低下すれば地区の農業生産に多大の被害が発生するのみならず、広域的な災害が発生する恐れがあります。

このため本事業は、堆砂対策、法面保護及び洪水吐ゲート等の改修を行うことにより、ダム機能の回復を図り、農業生産の維持及び農業経営の安定と併せて国土の保全に資するものです。

## 【事業の概要】

受益面積	9,431ha（佐賀市7,428ha、小城市2,003ha）		
主要工事	洪水吐ゲート更新 2門	取水ゲート更新 7門	堆砂除去
	貯砂施設 2ヶ所	貯水池法面保護	ダム管理施設更新
事業期間	平成23年度～令和元年度（平成31年度）		
事業費	56億円		



グラウンデはがくれ  
「フラワーホール」にて

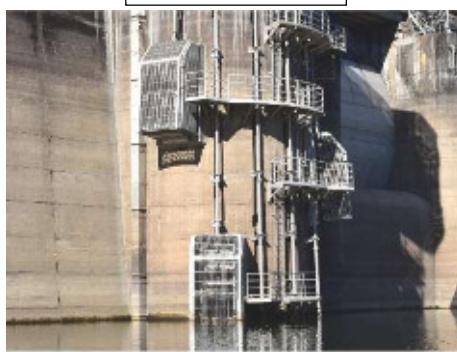
完工式（令和2年2月）

## 本事業の主要工事

洪水吐ゲート更新



取水設備改修工



堆砂除去



貯砂施設



法面保護



水管理施設・管理棟更新



令和2年度より国営施設応急対策事業佐賀中部地区及び県営地盤沈下対策事業佐賀中部地区の円滑な推進を図るため、新たに国営施設応急対策事業佐賀中部地区推進協議会が発足しました。これらの事業により土地改良施設の不測の事態への対策を強化するとともに、当該地区内の施設の長寿命化対策が一体的に実施されることとなっています。